

枠	カテゴリ	Q.質問	A.回答
生産性	1.対象設備	生産性向上に寄与する設備とは、具体的にどのようなものが対象となるか。	<p>ご提出いただく「事業計画書」に記載の項目が達成できる機械装置等であれば対象となります（売上高の増大、販売・製造原価の低減、販管費の低減のいずれかが達成できるもの）。</p> <p>作業が自動化されたり、客単価が向上するものなどが該当します。</p> <p>これらは電動機又は内燃機関を持つ原動機等を備え、電力又は燃料等を主たる動力源として当該設備等単体で自律的に稼働するものをいい、他の設備等の付属品ではなく、当該設備等単体でその用をなすものに限ります。</p>
生産性	1.対象設備	ネオンサインや看板を設置する場合、対象となるか。集客が増えて、売り上げが増えて利益の増加につながると思われる。	既存の業務工程が変わっていないので対象外です。
生産性	1.対象設備	車両は対象外だが、一部対象となるのはどのようなものか。	事業専用には使用できないものと判断できることを前提とし、「償却資産の分類」で機械及び装置に分類されるブルドーザー・パワーショベル等、運搬用機器に分類されるものを搭載し事業専用を用いるキッチンカー等の特種車両は対象となりえます。
生産性	1.対象設備	トラックは対象か。	上記の理由で、対象外です。
生産性	1.対象設備	ドローンやタブレット、パソコンは対象か。	用途の汎用性が高い機器は対象外となります。
生産性	1.対象設備	エアコンやスポットクーラーは対象か。労働環境などを快適にする目的で導入したい。	要件の一つである「営業利益の向上」に直接結びつくとは考えづらい（確実性も低い）ことから対象外となります。